

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適用除外等	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 消費生活協同組合連合会</p> <p>・ 特例措置の内容 平成29年度税制改正においては、受取配当等益金不算入制度の中で、協同組合等の連合会等への普通出資に係る配当について、益金不算入割合を一律50%とする特例が租税特別措置法に創設されたところであるが、協同組合等が行う連合会等に対する出資の中で、平成19年の消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）改正に基づいて消費生活協同組合連合会（以下「生協連合会」という。）が行った共済事業分離のための現物出資については、協同組合等が一般に事業利用目的として行う出資とは性格が異なる。 このため、生協連合会が行った当該共済事業分離目的の現物出資に係る配当金については、租税特別措置法の協同組合等の特例を適用せず、法人税法本則を適用する等の取扱いとすることを要望する。</p>	
関係条文	法人税法第23条 租税特別措置法第67条の8	
減収見込額	[初年度] ▲18 （ - ） [平年度] ▲18 （ - ） [改正増減収額] - （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 生協連合会は、会員である消費生活協同組合（以下「生協」という。）の事業や活動への支援を通じて会員生協の組合員ないし国民の生活の安定と向上に寄与している。また生協は地域経済の柱となり国民の生活を支える一主体である。このため、生協連合会を支援することにより国民の生活の安定と向上を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 生協連合会が行った一定の出資（共済分離目的の現物出資）については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済事業分離の目的で行われたものであり、事業利用目的とは異なる特殊な出資であるため、平成29年度税制改正で設けられた協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例から適用除外をし、法人税法本則に戻す等の取扱いとすることが適当である。 ・ 共済事業分離に伴う生協連合会間の密接な関係性及び二重課税を排除する法人税法の受取配当等益金不算入制度の趣旨に鑑み、支配目的の出資と同様の益金不算入制度を適用することが適当である。 <p>※ 平成19年の生協法改正において、共済契約者保護の観点から、共済事業と購買事業など他の事業との兼業を禁止。従来兼業していた生協連合会は、共済事業を別の生協連合会に分離（移転）する必要があった。</p> <p>※ また、平成20年度から平成22年度の間、共済事業を分離するために行われた共同事業現物出資については、租税特別措置法において適格現物出資要件を満たすとされた。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標 1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標 1-1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
	政策の達成目標	生協連合会は、会員生協の事業や活動を通じて、会員生協の組合員ないし国民に利益を還元し、国民生活の安定と向上を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数見込み 2団体（最大で5団体） ※5団体が当該出資を実施。うち、2団体が出資配当を受け取り（平成28年度実績）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	生協連合会は、会員生協の事業や活動を通じて、会員生協の組合員ないし国民に更なる利益の還元を図る。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 協同組合等の法人税の軽減税率 ・ 国税について、同様の要望を提出している。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	生協連合会が、適切な配当財源を確保することにより、経営基盤が安定・強化し、その効果は会員生協の事業や活動を通して会員生協の組合員ないし国民に波及する。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	7—3